慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	エーリッヒ・モイテン著 酒井修訳 『ニコラウス・クザーヌス』一四〇一～一四六四：その生涯の素描
Sub Title	Erich Meuthen, Nikolaus von Kues 1401-1464, Skizze einer Biographie
Author	鷲見, 誠一(Sumi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.6 (1974. 6) ,p.97- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740615-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

持するために、いかなる手段が許されるかを中心に検討したものである。そして、公募の諸形態に共通した株主保護の必要性が、株主の財産的利益のみならず会社支配に関する利益の両面に認められるとの認識に立つて、それぞれの公募形態に応じた株主保護の問題を考察しているが、とくに間接募集形態である残株引受、買取引受について、それが第三者割当になるか否かの論議を惹起した原因は、立法の拙劣さにあるとしながらも、いずれの場合も第三者である証券業者に新株引受権を付与するものであり、その結果、株主の将来の議決権の割合ひいては会社支配の根本形態にも影響をおよぼすおそれがあるため、株主総会の関与を要するとすべきものとされる。

この問題は四一年度の改正法によつて、教授の見解と反する形で解決ずみであるが、同法の立場そのものに問題があるともいえるのであり、その意味では立法の再考をうながすものといつてよい。

後者は、新株引受権の本質、とくに有利発行との関係を論じたものである。著者は新株引受権とは、会社に対し新株の割当をなすべきことを請求できる権利であるとし、それは会社に対し新株割当の義務を課するものであるから、割当の権限を有する取締役会が、それによつて拘束を受けることを意味する。ところが、取締役会の決定で一定の者に引受権を付与する場合は、その決定前にどのような拘束もないので、取締役会が割当自由の原則にもとづいて、それらの者に新株を割当てることとの間に、実際上の差異はないとして、割当権限をもつ取締役会自体が付与するものは、その名称のいかんを問わず、引受権の実体をもつものとはいい難いとされる。多数説の理解とは異なるが、その曖昧さをつき、現行法上の引受権について異質のものを含むこと、また、発行条件の有利性は引受権にとつて本質的なものでなく、現行法上両者はいわば偶然的に結びついたにすぎないことを指摘するものとして注目される。

（慶大法学研究会叢書一九七三年十月発行。A5判上製四五六頁。定価二七〇〇円。慶応通信発売）

星川長七

エーリッヒ・モイテン著 酒井修訳『ニコラウス・クザーヌス』一四〇一～一四六四

—その生涯の素描—

本書は十五世紀に政治思想家、哲学者、神学者、政治家（教会行政家）として活躍したニコラウス・クザーヌスの伝記である。著者エーリッヒ・モイテン教授は現在、ベルン大学の中世史講座担当の教授である。クザーヌスの政治思想研究者として欧米において名高い渡辺守道教授によると、モイテン氏は現在のクザーヌス研究者として最も優秀な能力の持主だそうである。彼は本書において、数多くの著作をものしたクザーヌスの業績を簡潔に述べつつ、この業績を形成した人間というものを探り出そうとした。換言すれば、著者

はクザーヌスの人格の中に思索の端緒を認識しようとしたのである（一七〇頁）。この方法は、単なる学究にとどまらず、現実生活の只中で真剣に生きその現実との触れ合いにおいて常に思想的発展を遂げたクザーヌスの全体像を明らかにする点で有効である。著者は本書をスケッチ、要約と謙遜しているが（序四頁）、しかしそれは秀れたクザーヌス伝である。

ニコラウス・クザーヌスは一四〇一年、モーゼル河畔のクースで生れた。父母及び親族は裕福な市民であり、その地方一帯のいわば名望家層であつたらしい。彼は一四一六年にハイデルベルグ大学に受講登録をし、研鑽のスタートをきつた。当時のハイデルベルグの自由七学科（リベラル・アーツ）を支配したのは唯名論であつた。しかしここを後にして教会法を勉学すべくパドアに向い、一四二三年に教会法博士の学位を得た。当時のパドアは当代の精神生活の中心であり、クザーヌスはここで、後に教会の中で高位と声望を有するようになつた人々と友情のきずなをつくつた。パドアで得た新鮮な知性と貴重な友人達は、クザーヌスの後の学問的発展と教会内での活躍の二面に大きな影響を与えたのである。例えば、公会議理論の発展に功のあつた、当代一流の法哲学者・教会法学者フランチェスコ・ザバレルラの弟子達のサークルにクザーヌスが属し、バーゼル公会議において公会議派の理論家として活躍する下地はパドアで形成された（一二頁―一九頁）。

ニコラウスという人は仲々複雑な性格の持主であり、一義的に解釈・評価を下すのは困難である。教会内の職務に精励しつつも現世の栄達を追求し、教会改革を志し、後にはそれを実行に移しつつも経済財に淡泊であるというわけではない。篤い信仰心を有しつつも我執にとらわれて世俗君主との醜い争いにかかずらい、激務に身を置きながらも、その時代を越えた思索をなした。彼は相対立するものを一身に蔵していたのである。著者はニコラウスの人間像を描くにあたり単なる「きれいごと」に終つてはいない。訳者が「あとがき」で指摘している如く（一九四頁）、著者はニコラウスを「偉大と卑俗・天才と凡庸とを一身に兼ね、成功や挫折や執着を同時に味わつた生身（なまみ）の人間」として描いている。その意味でこの本は公平な伝記である。クザーヌスが現実の世界に入つて活動した様子をみると、われわれは彼が如何に精神的な広さ、普遍性を求めつつそれを実践したかを理解する。つまり彼は、既定の枠にとらわれずに精神的営為と社会的行動を行なつたのである。それは、かつてパドアで教養への彼の広汎な関心がひとつの専門学科の狭苦しさを打破していつたのと同じ必然性で貫徹された。彼は人々の霊をみとる者として日常の教会活動を行なつたが、しかし、彼の精神の普遍性と広い世界で大きな行動をなそうとする彼の意志の迫力とを、狭苦しい司牧者の職務につなぎとめようとしても不可能であつた（二六頁）。

一四二五年の春には、ニコラウスはケルン大学の学籍に教会法博士として登録した。結論としては、この分野に対しても彼は秀れた業績を挙げながらも、持前の「幅広さ」から専門的法学者にはならなかつた。彼はケルン時代に、原資料を集めて文献の正誤を判定する文献批判の方法を確立した。この斬新な方法によつて、ニコラウ

スは、歴代のローマ教皇達がヨーロッパ世界に対して世俗的権力を主張する法的根拠とされていた「コンスタンチヌス寄進状」が八世紀に偽造されたものと立証した。その他の業績をも含めて、彼は厳密な意味での最初の法制史家の栄誉を得たのである。彼の学者としての名声は急速に高まり、レーヴェン市に新設された大学から二回にわたつて招請されたにもかかわらず、彼は断わつた（二七頁―二九頁）。原資料を集めるという方法を古典研究にも適用し、ニコラウスはラテン古典作家の写本を多く発見して古典の人文主義的研究に貢献した。これが機縁となつて彼は、ローマ教皇庁の中で古典文芸の研究に関係している人々と友誼を深めることとなつた。このことは、後に彼がローマ教会内で活動する際に極めて大きな意義を有した。

ニコラウスがヨーロッパ史の桧舞台に出てきたのはバーゼル公会議においてであつた。ここで、ローマ・カトリック教会の最高権威者は誰であるか、即ち教皇か公会議かという問題が論じられた。ニコラウスはトリーエル大司教位をめぐる紛争で反教皇の立場をとつたウルリッヒ・フォン・マンデルシャイトの秘書、懐刀としてバーゼルに参集したが、徐々に問題の所在に気づき、最後には教皇側へと移行した。当時のヨーロッパ政治の最重要問題でもあるバーゼル公会議運動に身を投ずることにより、ニコラウスは政治理論史上、大きな価値を有する「普遍的和合」（Concordantia Catholica）を執筆することとなつた。彼は当初、教会の秩序という問題にのみ関心を有した。その問題とはローマ教皇と公会議の関係は如何に設定されるべきかということであり、ニコラウスは公会議優位の立場を執つたのである。しかし、この「普遍的和合」は教会内秩序の特殊問題から当時の社会の問題の摘出という総合的な問題をも含むようになつた。その意味において、「普遍的和合」は中世社会理論の壮大な要約なのである。この著作には二つの精神的潮流が合流している。第一は教会法、ことに公会議首位説の立場で発展を遂げた教会法の流れであり、第二は中世の新プラトン主義である。前者は多様性という思惟構造を、後者は統一性のそれをニコラウスに与えたのである。新プラトン主義の伝統がニコラウスに提示する有機体思想は次の如き可能性を有する。「多」（フィールハイト）と「一」（アインハイト）は共に展開・分立し、そして再び統一される動的な過程の中で、実り多き綜合におもむくのである。「一」は「多」を無情な位置に押し込め、これを自分「一」に隷属させてはならない。つまり「一」は「多」をまず「多」としてそれの極限まで発展させるべきである。しかし又、「多」も「一」を多元論的に分裂させてはならず、「多」は「一」の中に含まれている存在の根源的理拠を多面的に反映すべきなのである（五〇頁―五一頁）。

以上のように、和合という原理が全てのものを結実させるものとして現われ出た。「限りない一致（絶対的な同意）に支えられたただ一人の平和の君主から、あの甘美で協調的な精神的調和が流れ出し、この調和は段階を追つて次第次第にあらゆる構成員の中へ滲透してゆく、そしてすべての構成員がこの平和の君主に服従し彼と統一されていることは、神がすべてのものにおいてすべてであるのと全く

同様なのである」。以上の如き認識は、全体の意志が最高決定意志であるとする公会議優位の理論とは異質である。それは又、非民主主義的発想でもある。それは、教会構造に適用されるならば、究極的には教皇優位の理論となるのである。ニコラウスがバーゼル公会議の期間中（一四三一―一四四九）に教皇側に移行した事実には、内的必然性があつたわけである。それと並行して、「普遍的和合」の中には、公会議優位の思想が同意理念（全ての人々に関わる問題は全ての人々によつて承認されなければならぬ）に基づいて、登場する。ニコラウスは同意理念より積極的に、「全ての人は本性上、自由であり、それ故何人に対してもその意志に逆らつて支配者をおしつけることはできない」と主張し、自分のパトロンであるウルリッヒが俗人の立場でありながらトリーエル大司教の座を要求したことを正当化した（四〇頁）。しかし、政治思想史の観点からすれば、彼の公会議理論は一層の重要性を有するものである。

ヨーロッパ中世期においては、教会問題は単なるキリスト教世界の宗教問題として限定さるべきではなく、すぐれて政治的外延を有するものであつた。ローマ・カトリック教会はひとつの宗教団体であると共にひとつの政治団体なのである。それ故、ローマ時代の世俗社会を支配したローマ法に最初に関心を示し、それを自己のものとしたのはローマ・カトリック教会でありその結実は教会法である。それ故、教会法学は単なる教会体制の法律学に終らず、その学的関心は一般社会現象にまで及んだのである。教会法学徒として研鑽を積んだニコラウスが「普遍的和合」の中でヴェネツィアの選挙制度にまで言及しているのは偶然ではない。そして又、中世の世俗法理論は当然のことながら教会法から大きな影響を受けたのである。例えば、公会議理論は世俗議会のあり方、国王権力に対する議会優位の原則等々に多大な思想的影響を与えたのである。さて、ニコラウスによれば、公会議は元来、教皇よりも誤謬に陥ち込むことは少ない。何故なら公会議は教皇より以上にカトリック教会を代表しているからである。全ての司教が一堂に集合した時、これはあらゆる各教会の総体を代表するものと考えられる。しかし全ての司教を合わせた全体といえども、それがローマ教会（Ecclesia Romana）となつて、教会の総体を代表するのでないならば、無謬ではあり得ない。教皇か公会議かという二者択一的な問題提起に対し、ニコラウスの答えは教皇と公会議であつた。つまり彼の教会観によれば、ローマと結びつかない教会は存在し得ないのである。この教会は、下から、つまり地区教会から上へ向けて建設される。教会は聖職者達が選んだ司教の中にあり、聖職者もあらためて信徒によつて選ばれるのである。ニコラウスはこのように、同意原理の上に教会を基礎づけようとしたのである。彼の理論は、教会制度の中で平信徒に対し大きな、決定的機能をになわせる要素を可能性として有しているが、ニコラウスは、これを機械的に解釈することを欲しなかつた。司教は平信徒によつて選ばれるにもかかわらず、平信徒の同意の総和より以上のものを体現しているのである。聖職者を罷免し得るのは聖職者の長を通じてだけである。ニコラウスは、平信徒と聖職者の間に以上の如き基本的区別を設定した。この区別は、教会と

いう有機体における肉体と心という伝統的観念を踏襲することによつて強調された。ここに作用しているのは、同意原理、選挙原理ではなく階層秩序の原理である。

彼が「普遍的和合」の中で理論的に展開した諸理念は、彼が最も重要なことと考えた理念（全ての人々をローマにつなぐ）を無視して自己展開を行い彼に迫つてきた。ニコラウスは、後にこの著作を遺棄し、引用することがなかつた。その生涯の最後に、彼は自分の精神的業績を集成して豪華な写本にまとめた際も、その中にこの「普遍的和合」を収めなかつたのである。このことは、彼の思想的立場を消極的な形で示唆している。つまり彼は「下からの理論」を放棄したのである。より同情をこめて考えるとするならば、彼が最も重要と考えたローマ教皇の必要性を強調すればする程、「下からの理論」はその陰に埋没していつたのである。

ニコラウスがバーゼルで経験したのは、公会議内における多数派の横暴である。多数派は自己のみが無謬であると断定し、この無謬性を支点として教皇派を圧迫しその権利を無視してきた。つまり、違法行為を犯したのは、ニコラウスの見解によれば多数派なのである。彼は、教会制度を維持するには権威というものが必須であること、上から下を視る観点が重要であることをバーゼルで学んだのである。かかる認識に到達した者が選ぶ道は、ローマ教皇の側である。しかしそれにもかかわらず、ニコラウスは単なる教皇至上主義者ではなかつた。彼は生涯にわたつて、教皇と公会議つまり包括と展開を綜合する「統一」を求めて努力したのであつた。著者は、この努力を支えているものが、「時代の分裂的状況の中で現に生きている哲学者の経験であつた」（九八頁）とする。ニコラウスは「一」について知るのは勿論のこと、「多」についても深く認識していたのである。それ故、バーゼル公会議において下から上に向けて統一を構成しようとする試みは失敗したと認識したにもかかわらず、彼は公会議重視の思想そのものを放棄することはなかつた。彼によれば司教も平信徒も神の意志を実現すべく貢献しているのである。

バーゼル公会議に出席し、なかんずく教皇側に移転して活躍したことを契機として、ニコラウスはローマ教会内で地位を高上させ、遂には枢機卿となつた。ローマ教会内で重職をになつて活躍するということは当時のヨーロッパ政治の中心で活躍するということである。貴族身分のみに聖俗両界の高位が提供された時代にあつて、ニコラウスは富裕とはいえ市民の出身であつた。これは彼に心の傷となつていたらしく（二四頁）、一四四九年にものした自伝の中で彼は辺地ドイツの市民身分という二重の足枷を有しつつも枢機卿にまでなつたことを誇りやかに述べている。ニコラウスのこの出世の異例さを著者は次の如く解釈する。「われわれが慎重に評価するならば、この目覚ましい出世の原因を、ドイツ国民をローマ教会（エクレシア・ロマーナ）のために是非とも救済しようと彼を駆りたてた・彼の責任意識と、そしてそれと全く同様に彼の功名心と、この双方に等しく帰着させるのがいちばん適切な評価であろう」（八四頁）。とにかくニコラウスは能力に秀いでて学者の間で重きをなし、立派な人格、厚き責任感によつて教会内で尊敬を集めた人物であつたらしい（一〇二頁、一五六頁―一

五七頁）。敵も多かつたが、その敵も彼が手強い相手であることは認めざるを得なかつた。

一四五〇年十二月二十四日、ニコラウスは教皇より特派大使（レガーノス）に任命されドイツに派遣された。彼は司牧者として各地で説教を行い人々の良心に訴えると共に、教会改革を始めた。彼の世紀のドイツ人司教で、彼ほど真剣に司教職をつとめた者は存在せず（一三六頁）、彼は職務に忠実であつた（一五七頁）。彼は日常的なささいな事柄にも体力と精神の可能な限り対処した。ニコラウスの思弁が極めた高みに対し、あるいは又教会の普遍的秩序とその根本構造に関する彼の思想に対し驚嘆を覚えることもある。しかし彼が人間的に偉大であるという讃辞は、他の者が軽視しうとんじた日常の司牧活動に彼が献身したという事実に与えらるべきである。「大と小とをともに包括したという点にこそ、彼の人格の真に人間的な普遍性が証明されている」（一三九頁）。ドイツ内の教会改革を試みてみたものの、ニコラウスは既存の教会体制に利害関係を有する者から手痛い反撃を受けた。時は未だ満ちていなかつたのである。ドイツで多くの挫折に出会い、苦汁を飲まされたニコラウスは、教皇庁の現状に対しても悲観的にならざるを得なかつた。しかしそれにもかかわらず彼は絶望することなく、自己に課せられた責任の重荷を放棄することもなかつた（一五二頁）。彼は、この地上での全ての行為は所詮、継ぎはぎ細工でしかないと考え、人間の全ての努力は近似的・相対的価値の中に常に踏み留まらざるを得ないと悟つていたのである。継ぎはぎ細工の人間行為、近似的・相対的価値の中に滞留している人間の努力を、包括し・統一する存在はこの地上に現実に見ることはできない。この存在を、ニコラウスは鹿が谷川の水をしたいあえぐが如く渇望した。この存在を認識し、渇望することによつてのみ彼は、悲観的状況にも冷静に対峙することができ、ペシミズムをいだきつつも、与えられた人生の馳場を十二分に走ることができたのである。彼は、自らの立脚点がやがて崩れ、自らの住む世界が新しい世界に変革されることを予知していた。一四六四年七月十六日、ニコラウス・クザーヌスはウンブリア地方のある小さな町で死んだ。この時も又、自分では無益と解かつていたことを遂行していた途中であつた。ルネサンスという転換期に生きたニコラウスの生様（いきざま）は、ルネサンス以来最大の転換期に居るわれわれに深い示唆を与えてくれるであろう。

筆を置くに際し、評者の稚拙な疑問点を挙げてみたい。「普遍的和合」の歴史的意義を明確化するために、バーゼル公会議が有するヨーロッパ政治史的意義、教会史的意義をよりくわしく述べる必要があつたのではなかろうか。次に、ニコラウスは対トルコ十字軍の無意味なことを自覚していたが（一四八頁―一五三頁）、それは彼が当時の世界観とは別種の世界観をすでに有していたからではなかつたのだろうか。つまり統一されたキリスト教社会（Respublica Christiana）の消滅を彼は予知していたのではなかろうか。更に、評者の見解では、本書においてはニコラウスの信仰が如何なる種類のものであるか明らかにされていない。つまり、彼は功績・行いによらざる救済

を主張したのか、それとも救済には人間行為・有徳性が必要であると説いたのであろうか。あるいは又、被造物の世界と神を結びつけるものとして「信仰の類比」(analogia fidei) を用いたのか、それとも伝統的な「存在の類比」(analogia entis) を用いていたのか。この問題は、ニコラウスが単なる教会内改革者であるのか、それとも宗教改革の先駆者であるのかという極めて重要な問題の決定要素となるものである。

本書は、ニコラウス・クザーヌス研究が質量共に乏しい日本において、極めて貴重なものである。その意味で訳者の御苦労に感謝する次第である。そして評者は、本書が哲学史、キリスト教教義史の専門家のみならず、政治思想研究者に広く読まれることを切に望むのである。

(一九七四年一月発行、法律文化社)

鷲見誠一

『交換と権力』

ピーター・M・ブラウ著
間場寿一、居安正、塩原勉共訳

本書は Peter M. Blau, Exchange and Power in Social Life, New York: John Wiley & Sons, Inc., 1964 を訳したものである。周知のようにブラウの関心は多岐にわたるが、彼は理論社会学の領域においても指導的地位を占めている研究者である。本書には彼の社会学理論が集約されており、彼の代表的著作でもある。難解と言われてきた本書が翻訳されたことにより、研究者に多くの刺激をもたらすことになるであろう。さて、序章の冒頭には、「個人と集団との関係を支配している社会過程を分析して、それに基づいて、社会構造の理解に資することが本書の目的である」(一頁) と書かれてある。この文章が示すように、本書の視角は広範囲に及び、社会構造の基礎理論の提供が意図されていることがわかる。ちなみに、第一章から第十二章までの章名をみると、社会的結合の構造・社会的統合・社会的支持・社会的交換・権力の分化・期待・集団における変動と調節の動態・正当化と組織化・反抗・複雑な構造における媒介的価値・下位構造の動態・弁証法的な諸力、とならんでいる。これに目を通すだけで、「対人関係の分析を手がかりにして、人びとのあいだに発展する結合の複雑な構造について、より適切な理解を引き出す」(一頁) という、本書の射程のすこぶる深いことはすぐに了解されるであろう。それゆえ、筆者には本書の全般にわたつて言及する能力の欠けることを初めに断わつておかなければならない。また本書の最初には『各章の概要』として著者自身による簡明な要約がなされている。さらに、末尾には訳者のひとり塩原の筆による適切な解説が付されている。そのようなわけで、本評では筆者の関心と重なりあう二点 —— 権力の概念と社会的価値 —— についてのみ、大まかな紹介と感想を述べるに止めておきたい。